

福岡県公報

平成三十年八月三日
第四千十四号
増刊
①

目次

規則 (第三十五号・第三十六号)

○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

(都市計画課) …………… 一

○福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規

則

(都市計画課) …………… 一

規則

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年八月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十五号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成十六年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二号中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年八月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十六号

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則(昭和四十九年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第二条第二項に規定する一般電気事業者」を「第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者」に、「第二条第二項に規定する一般ガス事業者」を「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。